

平成30年度

第3回 香川県公共事業評価委員会

平成31年2月8日

## 目 次

○ 議事次第	1
○ 委員会委員名簿	2
○ 香川県公共事業評価実施要領	3
○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱	5
○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領	7
○ 再評価対象事業位置図	9
○ 再評価対象事業総括表	10
○ 事後評価対象計画総括表	12

### 【別添資料】

○ 再評価の視点と対応方針決定の考え方	資料－1
○ 広域河川改修事業 弘田川	資料－2
○ 流域下水道事業 中讃流域下水道（金倉川処理区）	資料－3
○ 流域下水道事業 中讃流域下水道（大束川処理区）	資料－4
○ 再評価実施要領	資料－5

# 平成30年度 第3回 香川県公共事業評価委員会

## 議 事 次 第

日 時：平成31年2月8日（金） 14：00～

場 所：香川県社会福祉総合センター 7階 第2中会議室

### 1 開 会

### 2 再評価詳細審議対象事業の審議

- 広域河川改修事業 弘田川
- 流域下水道事業 中讃流域下水道（金倉川処理区）
- 流域下水道事業 中讃流域下水道（大束川処理区）

### 3 そ の 他

### 4 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(平成31年2月現在)

香川大学 名誉教授	井原 健雄
香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構副機構長	白木 渡
(株) 人間科学研究所 所長	池田 弘子
佐藤好美建築工房 主宰	佐藤 好美
(一社) 香川経済同友会 専務理事	大谷 誠一
香川大学創造工学部 教授	角道 弘文
香川大学創造工学部 教授	末永 慶寛

以上 7 委員 (敬称略・順不同)

# 香川県公共事業評価実施要領

## 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

## 第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

### 1 再評価

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

### 2 事後評価

事業完了後（又は事業計画終了後）一定期間（5年以内）が経過した事業（又は事業計画）で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業

### 3 その他

上記1及び2以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

## 第4 事業評価の実施及び結果等の公表

### 1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1(1)の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ② 第3の1(2)の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の1(3)の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2の事業については、事後評価の対象となる年の年度末まで(又は事業計画期間の最終年度の年度末まで)に実施する。

### 2 評価結果等、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

## 第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等(以下「評価手法」という。)について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

## 第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針(継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等)を決定するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要領は、平成24年8月17日から施行する。

## 香川県公共事業評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名を置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正



## 香川県公共事業評価委員会傍聴要領

### (この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

### (傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めたときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

### (傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

### (傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

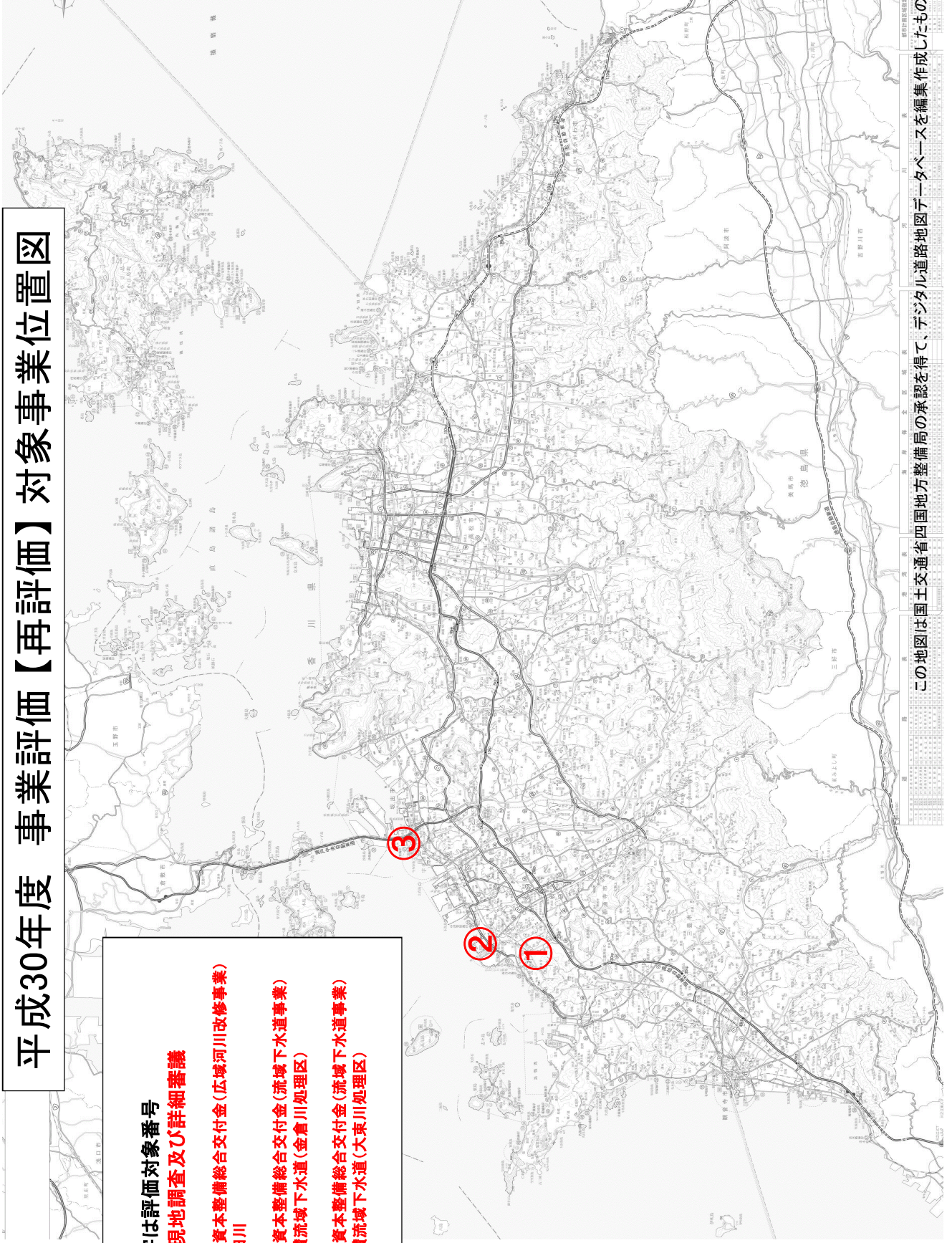
- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

# 平成30年度 事業評価【再評価】対象事業位置図

○数字は評価対象番号

赤字：現地調査及び詳細審議

- ①社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)  
弘田川
- ②社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)  
中讃流域下水道(金倉川処理区)
- ③社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)  
中讃流域下水道(大東川処理区)



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

平成30年度 事業評価【再評価】対象事業総括表

平成31年2月現在

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	再評価基準		対応方針(案)	前回抽出の内容※	摘要
							年数	区分			
1	社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)	弘田川	香川県	多度津町	1969年(S44)	2048年	再評価後5年	D	継続	—	H25再評価
2	社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)	中讃流域下水道(金倉川処理区)	香川県	善通寺市他3町	1983年(S58)	2024年	再評価後5年	D	継続	—	H25再評価
3	社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)	中讃流域下水道(大東川処理区)	香川県	坂出市他1市2町	1977年(S52)	2024年	再評価後5年	D	継続	—	H25再評価
<b>総計 3事業</b>											

※○:詳細審議

※●:現地調査+詳細審議

■対応方針(案) 継続 3事業

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1</sup>)の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

: 現地調査+詳細審議

※1: 国が定める再評価実施要領に基づき再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

平成30年度 事業評価【再評価】対象事業総括表(詳細)

平成31年2月現在

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	総事業費(百万円)	29年度まで執行事業費(百万円)	進捗率	残事業費(百万円)	事業の必要性等	事業が長期化している理由	再評価基準		対応方針(案)	摘要
													年数	区分		
1	社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)	弘田川	香川県	多度津町	1969年(S44)	2048年	15,800	6,798.7	工事43%(工事費ベース) 用地21%(面積ベース)	9,001.3	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要のため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	再評価後5年	D	継続	H25再評価
2	社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)	中讃流域下水道(金倉川処理区)	香川県	善通寺市他3町	1983年(S58)	【事業計画】2024年 【全体計画】2035年	【事業計画】29,136 【全体計画】29,784	26,515	【事業計画】面整備率94% 2,099ha/2,223ha 【全体計画】面整備率83% 2,099ha/2,519ha	【事業計画】2,621 【全体計画】3,269	生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図るため。	金倉川処理区は、流域関連公共下水道1市3町(善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町)の汚水を処理しており、このうち県が整備している終末処理場は、市町の管渠整備の進捗に合わせ、順次施設を整備する必要がある。市町が管渠を整備すべき区域面積が大きく、多額の事業費を要することに加え、市町の財政状況が厳しいため、流域下水道事業全体が長期に及んでいる。	再評価後5年	D	継続	H25再評価
3	社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)	中讃流域下水道(大東川処理区)	香川県	坂出市他1市2町	1977年(S52)	【事業計画】2024年 【全体計画】2035年	【事業計画】41,763 【全体計画】45,276	36,714	【事業計画】面整備率74% 1,574ha/2,131ha 【全体計画】面整備率42% 1,574ha/3,723ha	【事業計画】5,049 【全体計画】8,562	生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図るため。	大東川処理区は、流域関連公共下水道2市2町(坂出市、丸亀市、綾川町、宇多津町)の汚水を処理しており、このうち県が整備している終末処理場は、市町の管渠整備の進捗に合わせ、順次施設を整備する必要がある。市町が管渠を整備すべき区域面積が大きく、多額の事業費を要することに加え、市町の財政状況が厳しいため、流域下水道事業全体が長期に及んでいる。	再評価後5年	D	継続	H25再評価
<b>総計 3事業</b>																

■対応方針(案) 継続 3事業

□:現地調査+詳細審議

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1)</sup>の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

平成30年度【事後評価】対象計画 総括表

平成31年2月

番号	計画の名称	計画の目標	事業主体	全事業費 (百万円)	要素事業の概要	事業実施箇所	計画期間		H31以降 継続計画 策定予定	要 要
							着手 年度	完了 年度		
1	社会資本総合整備計画 公共資本の防災機能の向上、老朽化対策による安心で快適な暮らしづくり(防災・安全)	南海地震等の大規模地震発生時において陸線橋や生活に關連した橋梁の橋梁耐震化を図ることにより、地震時の交通確保を行うものである。 ・主要幹線道や日常生活に密着した橋梁において、長寿命化修繕計画に基づく計画的な維持管理を行い、安全な通行や健全度を維持し次世代へ引き継ぐことを目的とする。	香川県 他16市町	9,354	・耐震対策事業 5事業 ・電線共同溝事業 1事業 ・長寿命化事業 203事業 うち、耐震対策含 5事業 うち、施設更新 3事業	高松市 他15市町	H26	H30	有	
2	社会資本総合整備計画 幹線道路の整備による地域間の交流・連携の強化	・高松空港へのアクセス道路の整備等、交流拠点や地域間を連携する幹線道路を整備することにより、地域経済の活力向上を図る。	香川県	125	・バイパス=0.30km	高松市	H29	H29	無	
3	社会資本総合整備計画 主要幹線から主要病院へのアクセス強化(防災・安全)	・近年の高齢化社会により、救急搬送活動の件数は増加傾向にある。今後、高齢化の一層の進展により、救急需要はさらに高まる可能性があると考えられる。坂出市において、地域医療支援病院や主要病院が中心市街地に集中していることから、当該路線を整備することにより、アクセス性を改善し、救急時の迅速な患者輸送が行えるようになることと共に、歩行者等の利用者の安全確保を図ることを目標とする。	坂出市	741	道路(街路) 現道拡幅 ・福江松山線(西区) L=260m ・福江松山線(東工区) L=210m ・室町谷内線 L=93m ・京町線 L=193m	坂出市	H26	H30	有	
4	社会資本総合整備計画 丸亀市中心市街地地区都市再生整備計画	【大目標】 ・市街地周辺部の居住環境、防災環境の向上により、地域の個性ある住みやすいまちづくりを実現するとともに、歴史資源等を活用し、交流人口の増加を図る。 (目標1) ・市街地中心部と周辺部の交通流を円滑化することにより、利便性の向上、災害時の対応力を強化する。 (目標2) ・東・夕入川の緑地整備により、防災環境を向上させるとともに、良好なアメニティ空間を創出し、居住環境の向上を図る。 (目標3) ・歴史資源を活用したネットワークの構築、歴史・文化等の情報発信、歩行者空間の整備により来訪者等の回遊性の向上を図る。	丸亀市	942	・道路(街路) L=800m (平面交差、4車線化) ・道路 L=610m(延べ) ・地域生活基盤施設 緑地 A=1.7ha ・高質空間整備 景観配慮舗装 N=4路線	丸亀市	H25	H29	無	
5	農山漁村地域整備計画 高松市の漁港における高潮対策の推進	・漁業地域を対象に高潮対策を実施することにより、陸揚する集落の安全・安心な市民生活を確保する。	高松市	813	・胸壁 L=1223m ・陸こう N=42基 ・護岸 L=351m ・水門 N=1基	高松市	H23	H28	無	
6	農山漁村地域整備計画 直島町の漁業地域における高潮対策の推進	・漁業地域を対象に高潮等に対する被害から背後に密集する集落の安全・安心な市民生活を確保する。	直島町	230	・胸壁 L=740m ・陸こう N=34基 ・水門 N=2基	直島町	H25	H29	無	